

森町経営継続給付金

- 内容** 町では、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けたものの、売上高の減少率が国の持続化給付金の交付要件を満たせず、持続化給付金の給付を受けることができなかった町内の中小企業者及び個人事業主の経営継続を支援するため、給付金を支給します。
- 事業の概要** 1年以上事業を営む町内に住所を有する個人事業主若しくは、町内に1年以上事業所を構える法人で、事業を継続し、かつ今後も継続の意思があり、令和2年1月1日から令和2年12月31日の売上額が、対前年比30%以上減少している町内の中小企業者及び個人事業主に対し、一律10万円を給付する。
- 対象事業者** 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業及び個人事業主であって、以下の条件を全て満たす者。（農林業及び漁業を営む個人及び法人は含まない）
○令和2年1月1日以降、個人事業主にあつては町内に住所を有し、法人にあつては町内に事業所を有すること。
○令和元年1月1日以前に開業している者。ただし、営業実態があり、以後においても事業を継続する意思があること。
○令和2年1月から12月の一年間の売上額が、対前年比30%以上減少していること。
○国の持続化給付金の支給を受けていないこと。
○令和元年及び、令和2年の確定申告を行っていること。
○町税等に滞納がないこと。
- 給付額** **1事業者 10万円**
※上記の要件を満たす事業者は、売上額の減少率にかかわらず、一律10万円の給付となります。
※給付金の交付は、1事業者につき1度限りとします。
- 申請受付期間** **令和3年6月1日（火）から令和3年7月30日（金）まで**
- 提出書類** ○森町経営継続給付金支給申請書
○売上高比較表
○次のいずれかの書類
・法人にあつては、令和元年及び令和2年の売上高がわかる確定申告書別表1の控の写し、及び法人事業概況説明書の控の写し
・個人事業主で青色申告を行っている場合には、令和元年及び令和2年の確定申告書第1表の控の写し、及び所得税青色申告決算書の控えの写し
・個人事業主で白色申告を行っている場合には、令和元年及び令和2年の確定申告書第1表の控の写し
○給付金振込口座の情報が確認できる書類（通帳の写し等）
○確定申告書で町内の事業所の住所が確認できない場合は、町内で事業を営んでいる事を証する書類
○個人事業主にあつては、本人確認書類の写し
○誓約書

【お問合せ・申請書送付先】

〒437-0293

森町森 2101-1

森町役場産業課商工観光係

電話：0538-85-6319

E-mail：kanko@town.shizuoka-mori.lg.jp